

県民の日記念式典 受賞者のご紹介

域文化の向上に貢献している個人・団体の活動と功績を顕彰し、贈られるものです。

埼玉県表彰規程による知事表彰
 ・中田孝二郎氏(地方自治功労)
 ・金子 千侍氏(保健衛生功労)
 ・吉岡修太郎氏(産業功労)
 県民の日記念

「税に関する中学生の作文 ・標語受賞者」のご紹介

【作文】

全国納税貯蓄組合連合会会長賞

3年 新井 里菜さん

秩父税務署長賞

3年 神田久美子さん

秩父地区納税貯蓄組合連合会長賞

賞佳作

3年 浅見 英里さん

【標語】

関東信越国税局長賞佳作

3年 大嶋 友広くん

秩父郡市租税教育推進協議会会長賞

長賞

3年 杉田友里奈さん

※住みよい地域社会実現のため活動されている個人・団体の活動と功績を顕彰し、贈られるものです。
 文化ともしび賞
 ・下田野あんどんまち保存会
 (代表・拝野美喜天氏)
 ※地道な文化活動を続け、地



皆野町商工会では、町内各店の自慢の逸品を集めた『みなの一店逸品』パンフレットを作成します。自慢の逸品を広く紹介し、地域振興と企業の魅力アップを図ります。皆様のご応募をお待ちしています。

応募期限 1月15日(月)
 対象 業種は問いません。
 負担金 あり(詳細は下記まで)
 申込み 皆野町商工会 ☎62-1311

トラブル情報

『火災報知器』の

悪質な訪問販売に注意!

消防法の改正により、住宅用火災報知器の設置が義務づけられましたが、この改正に便乗した悪質な訪問販売が発生しています。

脅したり、不安をあおったり、強引にその場で契約させようとする業者には十分ご注意ください。

相談事例①

「消防署から来た者です。火災警報器を取付けに来ました。こここの自治会の皆さんは、ウチの商品を設置している。法律で設置が義務付けられたんですよ。」と言われて、近所がみんな付けてるならと思い、設置してもらった。保証も含めて50万円だと言われた。後から自治会に聞いたら、業者のあつせんなどはしていないという話だった。

相談事例②

「法律が改正され、火災警報器設置が義務付けられたが、まだ付けてないのか」と、訪問業者から強く言われ心配になり、設置してもらうことになりました。工事は後日になるが、手付け金が必要と言うことで、3万円支払いました。領収書も何も渡されず、その後、設置工事に来ま

お答えします

法律の改正により、一般住宅に火災警報器の設置が義務づけられたのは事実です。これは、あなた自身と家族の命、そして財産を守るための法改正ですが、この法改正に便乗した悪質な業者が現れていますので、十分注意が必要です。

①では、公的機関の職員であるかのように見せかけ、また自治会で火災警報器が指定されているかのように嘘をついていた業者と、高額な契約をしてしまったケースです。

②では、設置工事の手付け金为名目で、お金を持ち逃げされました。

このような被害に遭わないためにも、次の点にご注意ください。

消費生活に関する相談は

消費生活支援センター熊谷 (火・木曜日)
 時間 午前9時30分～正午、午後1時～4時
 電話 048-524-0999 (相談専用)
 秩父地域消費者相談 (月・水・金曜日)
 時間 午前9時30分～正午、午後1時～4時
 場所 秩父市役所
 電話 22-2211 内線1311

ココがポイント

☆平成18年6月1日から義務づけられたのは新築住宅です。既存住宅は、平成20年6月1日までに設置すればよいこととされています。

☆公的機関の職員が直接火災警報器を販売したり、特定の業者を指定したりすることはありません。

☆火災報知器の設置に資格は必要ありません。誰でも行うことができます。

☆法律に準拠した火災警報器は、家電量販店やホームセンターでも販売されています。(8,000円ぐらいのものからあります。)